

コンクリート圧送工事業 見える化評価基準

一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会
令和5年2月7日策定

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第498号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）に基づき、コンクリート圧送工事業見える化評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 見える化評価基準の策定主体

一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会

2. 見える化評価基準を策定する目的

コンクリート圧送技能者を雇用するコンクリート圧送専門工事企業等の施工能力等について客観的な評価を行うことにより、

- ①人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の待遇改善や人材への投資が促進される
- ②業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）を高める
- ③将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上へと、さらには見える化評価制度により高い評価を得た専門工事企業が受注できる仕組みづくりにつながる制度を構築する

ことを目的とする。

3. 見える化評価基準の対象とする職種

本基準は、能力評価基準の対象とした職種の建設技能者を雇用する専門工事企業等を、見える化評価の対象とする。

4. 見える化評価基準及び段階

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価内容ごとの配点、算定基準については、以下のとおりとする。

基礎情報

	評価内容の平均点	配点	建設業許可の有無	建設業の許可年数	資本金	完成工事高	団体加入
☆	25点	25	無	10年未満	300万円未満	2千5百万円未満	無
☆☆	25点超 50点未満	50	—	10年以上 30年未満	300万円以上 1千万円未満	2千5百万円以上 1億円未満	—
☆☆☆	50点以上 75点未満	75	—	30年以上 50年未満	1千万円以上 3千万円未満	1億円以上 3億円未満	—
☆☆☆☆	75点以上	100	有	50年以上	3千万円以上	3億円以上	有
真正性の確保			CCUS	別途申請 (建設業許可証)	CCUS	CCUS	別途申請 (会員証)

	評価内容の平均点	配点	防災協定等の締結 (所属団体を含む)
☆	25点	25	無
☆☆	25点超 50点未満	50	—
☆☆☆	50点以上 75点未満	75	—
☆☆☆☆	75点以上	100	有
真正性の確保			別途申請 (協定締結書)

施工能力

	評価内容の平均点	配点	建設キャリアアップカードの保有者数	所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合	所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	所属技能者の平均勤続年数
☆	25点	25	5人未満	10%未満	合算した点数が50点	10%未満	10年未満
☆☆	25点超 50点未満	50	5人以上 10人未満	10%以上15%未満	合算した点数が75点	10%以上20%未満	10年以上15年未満
☆☆☆	50点以上 75点未満	75	10人以上 30人未満	15%以上20%未満	合算した点数が100点又は125点	20%以上30%未満	15年以上20年未満
☆☆☆☆	75点以上	100	30人以上	20%以上	合算した点数が150点、175点又は200点	30%以上	20年以上
真正性の確保			CCUS	CCUS	CCUS	CCUS	CCUS

	評価内容の平均点	配点	保有するコンクリートポンプ車の台数	保有するコンクリートポンプ車の種類	保有するコンクリートポンプ車の車歴の割合
☆	25点	25	2台未満	スクイズ式ブーム車のみ保有	登録10年以下が5%未満
☆☆	25点超 50点未満	50	2台以上 7台未満	ピストン式ブーム車のみ又はスクイズ式ブーム車とピストン式ブーム車を保有	登録10年以下が5%以上50%未満
☆☆☆	50点以上 75点未満	75	7台以上 20台未満	スクイズ式ブーム車とピストン式ブーム車に加え、36m以上のブーム車を保有	登録10年以下が50%以上95%未満
☆☆☆☆	75点以上	100	20台以上	スクイズ式ブーム車とピストン式ブーム車と36m以上のブーム車に加え、配管車を保有	登録10年以下が95%以上
真正性の確保			別途申請 (車検証)	別途申請 (車検証)	別途申請 (車検証)

施工能力(続き)

	評価内容の平均点	配点	建設マスター・建設ジュニアマスターの有無
☆	25点	25	無
☆☆	25点超 50点未満	50	—
☆☆☆	50点以上 75点未満	75	—
☆☆☆☆	75点以上	100	有
真正性の確保			CCUS

コンプライアンス

	評価内容の平均点	配点	処分歴	社会保険加入状況	従業員のコンプライアンス確保の取組 ○元請会社等の安全衛生大会への出席 ○所属団体の安全衛生に関する講習会への出席
☆	25点	25	有	3保険のうち加入していないものがある	取組の該当がない
☆☆	25点超 50点未満	50	—	—	—
☆☆☆	50点以上 75点未満	75	—	—	—
☆☆☆☆	75点以上	100	無	すべて加入	該当がある
真正性の確保			国交省ネガティブ情報等検索サイト(過去5年間)	CCUS	別途申請(参加証・修了証)

	評価内容の平均点	配点	給与制度	週休日数	就業規則の有無	36協定締結の有無
☆	25点	25	月給制以外 ※日給制(出勤日に日払い)・日給月給制(出勤日数を月締めで支給)など	4週4休制以下	無	無
☆☆	25点超 50点未満	50	—	4週5休制	—	—
☆☆☆	50点以上 75点未満	75	—	4週6休制	—	—
☆☆☆☆	75点以上	100	月給制	4週7休制以上	有	有
真正性の確保			別途申請(給与規定)	別途申請(就業規則)	別途申請(就業規則)	別途申請(協定書)

※「CCUS」は、建設キャリアアップシステムの略

☆☆☆☆評価については、見える化制度における最上位であることを踏まえて設定。
見える化項目ごとに、評価内容の合計の平均点が75点以上を「☆☆☆☆評価」、50点以上75点未満を「☆☆☆評価」、25点超50点未満を「☆☆評価」、25点を「☆評価」とする。

【“基礎情報”の評価内容】

1. 建設業許可の有無（2段階評価）

「有」………100 点、「無」………25 点

2. 建設業の許可年数（4段階評価）

「50年以上」	………100 点
「30年以上50年未満」	………75 点
「10年以上30年未満」	………50 点
「10年未満」	………25 点

3. 資本金（4段階評価）

「3千万円以上」	………100 点
「1千万円以上3千万円未満」	………75 点
「300万円以上1千万円未満」	………50 点
「300万円未満」	………25 点

4. 完成工事高（4段階評価）

「3億円以上」	………100 点
「1億円以上3億円未満」	………75 点
「2千5百万円以上1億円未満」	………50 点
「2千5百万円未満」	………25 点

5. 団体加入（2段階評価）

「有」………100 点、「無」………25 点

6. 防災協定等の締結（所属団体を含む）（2段階評価）

「有」………100 点、「無」………25 点

※ “基礎情報”の評価内容の計算例

1. 建設業許可の有無「有」………100 点
2. 建設業の許可年数「10年以上30年未満」………50 点
3. 資本金「1千万円」………75 点
4. 完成工事高「1億円以上3億円未満」………75 点
5. 団体加入「有」………100 点
6. 防災協定等の締結「有」………100 点

$$(100+50+75+75+100+100) \div 6 = 83.3 \text{ 点} \rightarrow \star\star\star\star$$

【“施工能力”の評価内容】

1. 建設キャリアアップカードの保有者数（4段階評価）

- | | |
|--------------|-------|
| 「30人以上」 | 100 点 |
| 「10人以上30人未満」 | 75 点 |
| 「5人以上10人未満」 | 50 点 |
| 「5人未満」 | 25 点 |

2. 所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合（4段階評価）

- | | |
|--------------|-------|
| 「20%以上」 | 100 点 |
| 「15%以上20%未満」 | 75 点 |
| 「10%以上15%未満」 | 50 点 |
| 「10%未満」 | 25 点 |

3. 所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算

（4段階評価）

- | | |
|--------------------------|-------|
| 「合算した点数が150点、175点又は200点」 | 100 点 |
| 「合算した点数が100点又は125点」 | 75 点 |
| 「合算した点数が75点」 | 50 点 |
| 「合算した点数が50点」 | 25 点 |

（1）所属技能者に占める29歳以下の者の割合（4段階評価）

- | | |
|--------------|-------|
| 「30%以上」 | 100 点 |
| 「20%以上30%未満」 | 75 点 |
| 「10%以上20%未満」 | 50 点 |
| 「10%未満」 | 25 点 |

（2）所属技能者の平均勤続年数（4段階評価）

- | | |
|--------------|-------|
| 「20年以上」 | 100 点 |
| 「15年以上20年未満」 | 75 点 |
| 「10年以上15年未満」 | 50 点 |
| 「10年未満」 | 25 点 |

4. 保有するコンクリートポンプ車の台数（4段階評価）

- | | |
|-------------|-------|
| 「20台以上」 | 100 点 |
| 「7台以上20台未満」 | 75 点 |
| 「2台以上7台未満」 | 50 点 |
| 「2台未満」 | 25 点 |

5. 保有するコンクリートポンプ車の種類（4段階評価）

- | | |
|--|-------|
| 「スクイズ式ブーム車とピストン式ブーム車と36m以上のブーム車に加え、配管車を保有」 | 100 点 |
| 「スクイズ式ブーム車とピストン式ブーム車に加え、36m以上のブーム車を保有」 | 75 点 |
| 「ピストン式ブーム車のみ又はスクイズ式ブーム車とピストン式ブーム車を保有」 | 50 点 |
| 「スクイズ式車ブームのみ保有」 | 25 点 |

6. 保有するコンクリートポンプ車の車歴の割合（4段階評価）

- | | |
|----------------------|-------|
| 「登録10年以下が95%以上」 | 100 点 |
| 「登録10年以下が50%以上95%未満」 | 75 点 |
| 「登録10年以下が5%以上50%未満」 | 50 点 |
| 「登録10年以下が5%未満」 | 25 点 |

7. 建設マスター・建設ジュニアマスターの有無（2段階評価）

- | | |
|-----|-------|
| 「有」 | 100 点 |
| 「無」 | 25 点 |

※ “施工能力” の評価内容の計算例

- | | |
|---|-------|
| 1. 建設キャリアアップカードの保有者数「30人」 | 100 点 |
| 2. 所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合「18%」 | 75 点 |
| 3. 所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び技能者の平均勤続年数の合算
..... | 100 点 |
| (1) 所属技能者に占める29歳以下の者の割合「20%」 | 75 点 |
| (2) 所属技能者の平均勤続年数「15 年」 | 75 点 |
| 計 150 点、よって100 点 | |
| 4. 保有するコンクリートポンプ車の台数「10台」 | 75 点 |
| 5. 保有するコンクリートポンプ車の種類「スクイズ式ブーム車とピストンブーム車に加え、36m以上のブーム車を保有」 | 75 点 |
| 6. 保有するコンクリートポンプ車の車歴の割合
「登録10年以下が50%以上95%未満」 | 75 点 |
| 7. 建設マスター・建設ジュニアマスターの有無「有」 | 100 点 |

$$(100+75+100+75+75+75+100) \div 7 = 85.7 \text{ 点} \rightarrow \star\star\star\star$$

【“コンプライアンス”の評価内容】

1. 処分歴（2段階評価）

※「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」(過去5年分)への掲載
「無」………100 点、「有」………25 点

2. 社会保険加入状況（2段階評価）

「すべて加入」……………100 点
「3保険のうち加入していないものがある」………25 点

3. 従業員のコンプライアンス確保の取組（2段階評価）

○元請会社等の安全衛生大会への出席
○所属団体の安全衛生に関する講習会への出席
「該当がある」………100 点、「取組の該当がない」………25 点

4. 給与制度（2段階評価）

「月給制」……………100 点
「月給制以外」
 ※日給制（出勤日に日払い）・
 日給月給制（出勤日数を月締めで支給）など………25 点

5. 週休日数（4段階評価）

「4週7休制以上」……………100 点
「4週6休制」……………75 点
「4週5休制」……………50 点
「4週4休制以下」……………25 点

6. 就業規則の有無（2段階評価）

「有」………100 点、「無」………25 点

7. 36協定締結の有無（2段階評価）

「有」………100 点、「無」………25 点

※ “コンプライアンス” の評価内容の計算例

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1. 処分歴「無」 | 100 点 |
| 2. 社会保険加入状況「すべて加入」 | 100 点 |
| 3. 従業員のコンプライアンス確保の取組「該当がある」 | 100 点 |
| 4. 給与制度「月給制」 | 100 点 |
| 5. 週休日数「4週6休制」 | 75 点 |
| 6. 就業規則の有無「有」 | 100 点 |
| 7. 36協定締結の有無「有」 | 100 点 |

$$(100+100+100+100+75+100+100) \div 7 = 96.4\text{点} \rightarrow \star\star\star\star$$
